

(参考様式19)

運営規程 新旧対照表

(事業所名： ○○作業所)

旧	新
<p>(新規)</p> <p><u>第6条～第21条</u> (条文省略)</p> <p>(指定就労継続支援A型の内容) <u>第22条</u> 事業所が提供する指定就労継続支援A型の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個別支援計画の作成 (2) 雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供</p> <p>(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 (4) 実習先企業等の紹介 (5) 施設外支援の実施 (6) 施設外就労の実施 (7) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた求職等の支援 (8) 一般就労後の職場定着のための支援 (9) 生活相談 (10) 健康管理 (11) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援</p> <p><u>第23条～第25条</u> (条文省略)</p>	<p>(労働時間及び休憩時間) <u>第6条</u> 利用者の労働時間又は作業時間は、 <u>1週間については30時間、1日については6時間とする。</u> <u>2 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに利用者に通知する。</u></p> <p>(1) 始業時刻 午前10時00分 (2) 休憩時間 午前12時00分から午後0時45分及び午後3時00分から午後3時15分 (3) 終業時刻 午後5時00分</p> <p><u>第7条～第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(指定就労継続支援A型の内容) <u>第23条</u> 事業所が提供する指定就労継続支援A型の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 個別支援計画の作成 (2) 雇用契約の締結による就労の機会及び生産活動の機会の提供 <u>なお、事業所において実施する主な生産活動の内容は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(ア)○○の組み立て</u> <u>(イ)○○の封入及び梱包</u> <u>(ウ)○○の検品及び仕分け</u></p> <p>(3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練 (4) 実習先企業等の紹介 (5) 施設外支援の実施 (6) 施設外就労の実施 (7) 前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた求職等の支援 (8) 一般就労後の職場定着のための支援 (9) 生活相談 (10) 健康管理 (11) 前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援</p> <p><u>第24条～第26条</u> (現行どおり)</p>

旧	新
<p>(就労) <u>第26条</u> 事業所は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努める。 2 事業所は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。</p> <p>(賃金及び工賃) <u>第27条</u> 事業所は、雇用契約を締結した利用者が労働に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法その他関係法令等に基づき、賃金を支払うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努める。</p> <p>2 事業所は、雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。 3 事業所は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努める。 4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。</p> <p><u>第28条～第56条</u> (条文省略)</p>	<p>(就労) <u>第27条</u> 事業所は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努める。 2 事業所は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。 <u>3 事業所は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。</u></p> <p>(賃金及び工賃) <u>第28条</u> 事業所は、雇用契約を締結した利用者が労働に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法その他関係法令等に基づき、賃金を支払うとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努める。 <u>2 事業所は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにする。</u> 3 事業所は、雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。 4 事業所は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努める。 5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。 <u>6 賃金及び第3項に規定する工賃（以下「賃金等」という。）の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充てないものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u> <u>7 賃金等の額の決定、計算及び支払の方法、賃金等の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項は、別に定める就業規則及び工賃規則によるものとし、次に掲げる額以上を支給する。</u> (1) 賃金 時間給 845円 (2) 工賃 月給 3,000円</p> <p><u>第29条～第57条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成29年8月1日から施行する。</p>

※ 変更した条項のみ記載し、変更のあった字句に下線を付すこと。